

2021 年 1 月吉日

三村小松山縣 法律事務所がファッションローに特化した専門チーム 「ファッションロー・ユニット」をローンチ



メンバー： 小松隼也 中内康裕 海老澤美幸 塩川泰子 玉井克哉 三村量一

三村小松山縣 法律事務所（所在地：東京都千代田区、代表弁護士：三村量一、小松隼也、山縣敦彦 mktlaw.jp）は、ファッション業界の皆さまに上質なリーガルサービスを提供し、ファッション産業のさらなる発展に貢献するため、ファッションローに特化した専門チーム「ファッションロー・ユニット」を発足いたしました。

ファッション業界においては、コピー商品をはじめとする知的財産権の問題をはじめとして、各種契約、下請け、労務、海外との交渉といった幅広い分野において法的問題が山積みしていますが、専門家との連携が十分とはいえないことが以前より指摘されてきました。また、文化や環境、ジェンダーに関する人々の意識の変革、昨今の新型コロナウイルスという未曾有の危機に直面することにより、ファッション業界も新たな局面を迎えています。このような状況に臨機応変に対応できる、業界の特性を踏まえた柔軟なリーガルサービスへの期待がますます高まっています。この期待に応えるため、「ファッションロー・ユニット」は誕生しました。

ファッションロー・ユニットを構成するのは、ユニークなバックグラウンドを持ち、業界及び法律実務に精通したプロフェッショナルたち。それぞれの強みを最大限に生かし、相互に連携し合いながら最高品質のリーガルサービスを提供してまいります。

個別の法律問題解決に尽力するのはもちろんのこと、ファッション業界全体が抱える課題解決や法改正のため、ロビーイングを得意とする PR 会社をはじめとする提携企業等と協力体制を構築し、行政への働きかけにも積極的に取り組んでまいります。

ファッション業界の発展のために尽力してまいりますので、「ファッションロー・ユニット」をどうぞ宜しくお願いいたします。

【ファッションロー・ユニット 構成メンバー】

海老澤 美幸 Miyuki EBISAWA 弁護士／ファッションエディター

雑誌『Spring』の編集者を務めた後、London College of Fashion に留学。ロンドンにてスタイリストアシスタントを経て、ファッションエディター、スタイリストとして『ELLE japon』『Harper's Bazaar』『GINZA』等のファッション雑誌やカタログで活動。弁護士登録後は、ファッション業界の法律問題を中心に扱っている。ファッション関係者の法律相談窓口「fashionlaw.tokyo」主宰。文化服装学院非常勤講師。

小松 隼也 Junya KOMATSU 弁護士／リーガルディレクター

弁護士登録後、11年に東京写真学園プロカメラマンコース卒業。15年にNYのフォーダム大学ロースクールにてファッションローを専攻し卒業。帰国後は、ブランドの立ち上げや知財戦略、海外との契約交渉などを得意とする。法律の知識を生かしてビジネスをサポートするリーガルディレクターとしても活動し、CFCL、ALMOSTBLACKの法務執行役員（CLO）を務める。ファッションに関する法律の研究機関 Fashion Law Institute 所属。

中内 康裕 Yasuhiro NAKAUCHI 弁護士

アンダーソン・毛利・友常法律事務所にて訴訟・紛争解決、国際倒産、M&A等の案件に従事した後、ファッション業界へのリーガルサービスの提供に強い関心を持ち、三村・小松・山縣法律事務所に入所。弁護士業務の傍ら、バンタンデザイン研究所キャリアカレッジのファッションデザインコース、パターン・ソーイングコースに在籍し、自らも創作活動に従事している。

三村量一 Ryoichi MIMURA 弁護士

最高裁判所調査官、東京地方裁判所知的財産部裁判長、知的財産高等裁判所判事、東京高等裁判所判事等を歴任。イッセイ・ミヤケのブランド「プリーツ・プリーズ」の模倣品について争われた「プリーツ・プリーズ事件」をはじめ、裁判長として数々のファッション案件を担当した。弁護士登録後も、ファッションショーにおけるモデルのメイクや衣服の選択等の著作物性が争われた「ファッションショー事件」等、多数の著名事件を手がけている。「まんが大賞」の審査員も務める。

玉井克哉 Katsuya TAMAI 教授／弁護士

東京大学先端科学技術研究センター教授（知的財産法）兼信州大学教授。知的財産研究所ワーキンググループ座長として、現行の不正競争防止法制定に尽力。特に、ファッションローにおいて重要な著名表示と形態模倣（2条1項2号及び3号）を創設した。また、アーティストやクリエイターの権利にもあかるい。コンバースの並行輸入について商標権侵害の成否が争われた事件において、執筆した意見書が判決内容に大きな影響を与えるなど、ファッション関連の事件にも多く関与している。

塩川 泰子 Yasuko SHIOKAWA 弁護士／ニューヨーク州弁護士

10年以上もの間、クリエイター、アーティストやその関連業界の法実務に尽力している。特許庁審判決調査員の経験もあり、商標実務に精通していることから、ブランドマネジメントに積極的に関与してきた。ニューヨーク州弁護士の資格ももち、海外とのランザクションについて、契約交渉等にも強みを持っている。

本件に関するお問い合わせ、掲載等につきましては、下記までお気軽にご連絡ください。
※冒頭の写真データのお貸出しも可能です。

三村小松山縣 法律事務所
弁護士 海老澤 美幸 宛
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12
サビアタワー8階
tel 03-6275-6013 fax 03-6747-6862
e-mail ebisawa.miyuki@mktlaw.jp